

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 契約事務規程

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務取扱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(契約の方法)

第 2 条 この法人が行う売買、貸借、請負その他の契約は、指名競争入札又は随意契約によるものとする。

(指名競争入札)

第 3 条 契約の性質又は目的が指名競争入札に付することが有利と認められるときは、原則として 3 人以上の参加者を指名して行うものとする。

(随意契約)

第 4 条 随意契約によることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札による方法に適しない契約をするとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して有利な価額で契約を締結することができる見込みがあるとき。
- (5) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。
- (7) 前各号に規定するもののほか、契約に係る予定価格が 50 万円未満であるとき。
- (8) 国、地方公共団体その他公法人と契約するとき。

2 前項の規定により、随意契約しようとする場合で、予定価格が 20 万円以上のものは、原則として 2 人以上から見積書を徴しなければならない。

(予定価格)

第 5 条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定するものとする。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なものであるとき、又は契約の性質上、予定価格の設定を要しないと認められるときは、この限りでない。

(契約書の作成)

第 6 条 契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他必要事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(契約書の省略)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が 50 万円未満の契約をするとき。
- (2) 官公署と契約をするとき。

- 2 前項第 1 号に規定する契約について、契約書を省略した場合においては、請書を徴するものとする。ただし、契約内容が軽易なもので、かつ、契約金額が 30 万円未満の場合には請書を省略することができる。

(検査)

第 8 条 契約の適正な履行を確認するため、必要な検査をしなければならない。

- 2 前項の検査を行わせるため、検査員を置き、事務局次長をもって充てるものとする。

(検査の立会い)

第 9 条 検査員が検査を行う場合には、経理事務担当者が立ち会うものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

附則

この規程は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。